

# 人権意識高揚のための教育・啓発基本計画

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本県では、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例（以下「人権条例」という。）」を施行し、県民の皆さんとともに、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを目指して取り組んでいます。人権条例は、人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の積極的な推進を県の責務と規定しています。このため県では、平成15年(2003年)3月に、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針（以下「人権施策基本方針」という。）」を策定しました。

人権施策基本方針は、県が推進すべき基本施策として、(1)人権意識高揚のための教育・啓発、(2)人権が侵害された場合の救済手段としての相談・支援体制の充実の2つを掲げ、その推進に当たっての基本的な考え方を明らかにしています。

この「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）」は、上に述べた人権施策基本方針に掲げる基本施策の1つである、人権意識高揚のための教育・啓発について、施策の具体的な目標や方策を体系的に示し、その総合的、計画的な推進を図るために策定するものです。

（ の付いた用語は解説があります。）

## 2 関連計画・法律等との関係

### (1) 「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」との関係

本県は、平成10年(1998年)に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画(平成14年(2002年)改訂)(以下「国連10年県行動計画」という。)」を策定し、これに基づき人権教育・啓発を進めてきました。しかし国連10年県行動計画は、平成16年に計画期間を終了します。このため、この基本計画は、国連10年県行動計画に基づく取り組みの現状と課題を踏まえ、今後、人権教育・啓発を進めるための計画として策定するものです。

### (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」との関係

平成12年(2000年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」という。)」が制定され、人権教育、人権啓発に関する理念や国、地方自治体、国民の責務が規定されました。人権教育・啓発推進法第5条は、地方公共団体に、人権教育および人権啓発に関する施策を策定、実施する責務を規定しています。

したがって、この基本計画は、法に定める責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するために策定するものです。

### (3) 滋賀県中期計画における位置付け

本県では、平成9年(1997年)に策定した滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」を、構想策定後の経済・社会情勢の変化に対応するために改定し、平成15年(2003年)10月に「滋賀県中期計画」を策定しました。この中期計画では「自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀」を基本目標に掲げ、県民の生活向上と地域の活性化を図るために、10の基本戦略と、5つの柱ごとに施策の展開方向を示しています。

人権教育・啓発の推進は、施策の柱の1つ「個性きらめく『自治と文化の創造県』づくり」中の基本的な施策である「人権尊重の社会づくり」に位置付けています。

### (4) 人権教育、人権啓発の定義について

人権教育・啓発推進法第2条は、人権教育および人権啓発について「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」とそれぞれ定義しています。

人権意識の高揚のための教育・啓発について、施策の具体的な目標や方策を体系的に示すという、基本計画の趣旨に照らし、人権教育・啓発推進法の定義を参考にして施策を整理していくこととします。